

## 大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

小学校の表中大阪市立立葉小学校の項を削り、同表大阪市立栄小学校の項中「木津川2丁目」を「浪速東1丁目」に改め、同表大阪市立塩草小学校の項中「大阪市立塩草小学校」を「大阪市立塩草立葉小学校」に改め、同表大阪市立南住吉大空小学校の項中「大阪市立南住吉大空小学校」を「大阪市立大空小学校」に改める。

中学校の表大阪市立中島中学校の項中「東中島3丁目」を「東中島4丁目」に改める。

高等学校の表中大阪市立東商業高等学校の項から大阪市立天王寺商業高等学校の項までを削る。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、大阪市立栄小学校に関する改正規定は、同年1月1日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

### 説 明

栄小学校及び中島中学校を移転し、立葉小学校及び塩草小学校を統合して塩草立葉小学校を設置するとともに、南住吉大空小学校の名称を変更し、併せて東商業高等学校ほか2校を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省 略

小学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立立葉小学校 大阪市浪速区立葉2丁目

大阪市立栄小学校 大阪市浪速区木津川2丁目  
浪速東1丁目

省 略

大阪市立塩草小学校 省 略  
塩草立葉小学校

省 略

大阪市立南住吉大空小学校 省 略  
大空小学校

省 略

中学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立中島中学校 大阪市東淀川区東中島3丁目  
4丁目

省 略

高等学校

名 称 位 置

省 略

大阪市立東商業高等学校 大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目

大阪市立市岡商業高等学校 大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目

大阪市立天王寺商業高等学校 大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目

省

略

省

略